

令和七年六月二十四日（火曜日）午前十時零分 開会

出席委員（四十一名）

石川	渉	委員
佐藤	寿	委員
齋藤	俊一郎	委員
橋本	彩	委員
松井	愛	委員
石川	正志	委員
阿部	恭平	委員
鈴木	学	委員
伊藤	香	委員
石塚	徹	委員
関口	暢子	委員
江部	ひとみ	委員
阿部	庸成	委員
梅津	弓嗣	委員
高橋	文一	委員
佐藤	日出夫	委員
相田	正胤	委員
佐藤	寛明	委員
遠田	光昭	委員
相田	和典	委員
遠藤	文昭	委員
菊池	美奈子	委員
今野	淳	委員
高橋	彰	委員
青木	宗明	委員
梶原	智洋	委員
五十嵐	淳一	委員
能登	正人	委員
柴田	佳寿美	委員
洪吹	栄修	委員
矢松	伸也	委員
小村	和武	委員
吉高	啓介	委員
木村	忠三	委員
加賀	正和	委員
森谷	仙一郎	委員
奥山	誠治	委員
伊藤	重成	委員
船山	現人	委員
森田	廣	委員

説明のため出席した者

知事	吉村	美栄子	君
副知事	高橋	徹	君
企業管理者	松澤	勝志	君
病院事業管理者	阿彦	忠之	君

総務部長	小 中 章 雄 君
みらい企画創造部長	會 田 淳 士 君
防災くらし安心部長	庄 司 雅 人 君
環境エネルギー部長	沖 本 佳 祐 君
しあわせ子育て応援部長	齋 藤 恵美子 君
健康福祉部長	酒 井 雅 彦 君
産業労働部長	奥 山 敦 君
観光文化スポーツ部長	黒 田 あゆ美 君
農林水産部長	高 橋 和 博 君
県土整備部長	永 尾 慎一郎 君
会計管理者	柴 崎 渉 君
財政課長	安孫子 幸 一 君
教育長	須 貝 英 彦 君
警察本部長	水 庭 誠一郎 君
代表監査委員	柴 田 優 君
人事委員会事務局長	工 藤 明 子 君
労働委員会事務局長	鈴 木 和 枝 君

午前 十時 零分 開 会

○能登委員長 ただいまより予算特別委員会を開会いたします。

県予算の総合的な審査並びに県財政及び県政課題についての調査審議を行います。

直ちに質疑質問に入ります。

松井愛委員。

○松井委員 おはようございます。県政クラブの松井愛でございます。

昨日六月二十三日は、沖縄慰霊の日でした。今から八十年前、沖縄では、住民を巻き込んだ激しい戦闘が行われ、山形県民を含む二十万人以上の貴い命が失われました。沖縄戦で命を落とされた全ての御霊に、深く哀悼の意を表します。

壮絶な地上戦が繰り広げられた沖縄の地で看護活動に従事し、悲惨な体験を経て生き延びた、元ひめゆり学徒隊の方々の貴重な証言を、十三年もの時をかけて記録したドキュメンタリー映画「ひめゆり」という作品があります。長年沈黙を守ってきた生存者たちが、還暦を迎えてからやっと語り出した言葉には、亡くなった同級生への鎮魂の思いと、戦争のない社会を守り続けてほしいという強い願いとが込められており、私自身、その思いをどうつないでいくか、二〇〇八年に本作を初めて鑑賞してからずっと考え続けております。

平和とは、ただ戦争がないという状態ではなく、多様な意見を認め合い、違いを尊重しながら、共に生きる社会そのものだと考えております。

県政の現場におきましても、命と多様性を大切にすることを切に願い、また、世界中で今なお続いている戦争や紛争に対し、私たちに何ができるのかを問い続け、戦争を生まない社会を皆さんとともに求め続けていきたいという思いを持ちながら、質問に入らせていただきます。

初めに、先月行われました米国ハワイ州でのつや姫トップセールスにつきまして、吉村知事に質問いたします。

山形県が、米国ハワイ州で、つや姫のプロモーションを開始したのは平成二十八年のことです。当時、吉村知事をはじめとする県当局と超党派の県議会議員、そしてＪＡ全農山形が一丸となってハワイ州を訪問し、「つや姫海をわたる」という合い言葉の下、トップセールスを展開したと承知しております。

以来、新型コロナウイルス感染症の影響で渡航できない年もございましたが、現地では継続的なプロモーションが実施され、先月には吉村知事を先頭に、つや姫プロモーション十周年を記念したトップセールスが行われました。

ハワイ州は、本県の主要輸出先であるアジア圏外の新たな市場として、また、米国本土への足がかりとなる重要な地域であります。こうした認識の下、県議会有志におきましても、県の実施したプロモーションに合わせてハワイ州へ渡航し、私もその一員として参加する機会をいただいたところです。

今回のプロモーションにおきましては、ハワイ州の幅広い関係者をお招きし、十周年記念レセプションが盛大に開催され、つや姫をはじめ、総称山形牛、県産酒など、本県自慢の農産物等のおいしさや、本県の観光資源・文化的価値のＰＲが展開されました。また、つや姫を取り扱うおにぎり専門店や、日本食レストラン、現地の主要スーパーマ

ーケットなどを訪問し、ハワイ州におけるつや姫の流通・販売状況についても詳細に視察いたしました。

この視察を通じ、つや姫がハワイ州におきましても深く愛され、現地の方々の日常生活に確かに根づいているという事実を実感いたしました。現地の輸入バイヤーからは、「つや姫は高価格帯のお米ではあるものの、一度口にすればそのおいしさに驚いて、それまで食べていたお米には戻れなくなる」との評価をいただき、山形県民として深い誇りを覚えた次第です。さらに、ホノルル市内のカピオラニ・コミュニティ・カレッジでは、調理学科の学生に対し、つや姫のおいしい炊き方や、県産酒の特性に関する専門的講義が行われました。学生たちの真摯な姿勢に触れ、教育・文化面における国際交流の新たな可能性を見いだすことができました。

販路拡大という経済的側面と、国際交流という文化的側面の双方において、今後の発展に大いに期待を抱かせるプロモーションでありましたし、また、ハワイにおけるつや姫の認知度向上と市場拡大は、この十年間、官民一体となって継続的に取り組んできたプロモーション活動のたまものであると、肌で感じる事ができた貴重な機会でありました。

本定例会開会日にも、知事説明で言及がありましたが、改めまして、今回の米国ハワイ州におけるトップセールスの成果と今後の展望につきまして、吉村知事の御所感をお伺いいたします。

○能登委員長 吉村知事。

○吉村知事 おはようございます。

先月五月に米国ハワイ州を訪問し、「つや姫海をわたる」十周年記念レセプションの開催など、トップセールスを行ってまいりました。その中で強く感じたことは、この十年の取組を通して、つや姫がトップブランド米として定着していること、そして、つや姫を契機とした交流が広がりを見せていることであります。

つや姫は、スーパーマーケットでの販売から始まり、日本食レストランやおにぎり専門店でも使用され、最近ではコンビニエンスストアでの取扱いが始まるなど、販路が広がっております。また、ハワイ屈指の有名レストランでは、シェフからつや姫のおいしさを高く評価していただき、今回のプロモーションに合わせて、つや姫を使ったスペシャルメニューを考案していただきました。これは、この十年間、現地輸入パートナーとともにプロモーションを継続してきた成果であり、築いてきた人的ネットワークのたまものだと改めて実感したところであります。

さらに、ホノルル市内の短期大学におきまして、将来の食ビジネスを担う学生たちに本県の食の魅力をPRしましたところ、早速、今月六月には、教員と学生が山形県を訪れ、実際につや姫の圃場を見学し、生産者と交流したり、羽黒山登山などを体験する研修旅行につながりました。ほかにも、ハワイ州議会や農業関係者などが山形県への訪問を検討しているとお聞きをしております。こうした様々な交流の芽が相互交流の拡大につながるよう、大切に育てていきたいと考えているところです。

また、ハワイ州の旅行会社を訪問し、本県の四季折々の自然や多彩な祭りなどを紹介して、送客を働きかけてまいりました。現在、具体的に旅行商品造成の話が進んでいるとお聞きをしております、ハワイ州からのインバウンド拡大に確かな手応えを感じているところであります。

このように、今回のトップセールスは、つや姫の販路の維持・拡大にとどまらず、本県とハワイ州の相互交流、ハワイからのインバウンド拡大につながる大きな一歩となりました。

県としましては、将来を見据え、つや姫をはじめとする県産米の安定供給に努めますとともに、今後も県産品の輸出とインバウンド拡大に向け、しっかりと取り組んでまいります。加えて、輸出とインバウンドが相乗効果を発揮し、好循環を生み出せるよう、これまで築いてきた人的ネットワークを大切にしながら、本県とハワイ州との相互交流を促進してまいりたいと考えているところでございます。

○能登委員長 松井委員。

○松井委員 私も実際ハワイに足を運んで感じたのは、つや姫がどれくらい浸透しているのかというのを本当に肌で感じました。おにぎり専門店なんかでも、一個五百円くらいのおにぎりが飛ぶように売れるということでありました。あと、スーパーにおきましても、ほかの米とは一線を画す存在であったということも、買物に来られている方々とコミュニケーションを取る中で実感したことであります。

そして、私が一番印象に残っているのは、カピオラニ・コミュニティ・カレッジの学生さんたちですね。調理学科の皆さんとコミュニケーションを取る中で、食に対する情熱であるとか、学ぶ意欲の高さというのをすごく感じました。先日、山形にまた来県いただいたときにも交流させていただいたんですけれども、本県における様々な調理ですとか、農業関係を学ぶ学生たちとの交流というのは、多分これからコミュニティ・カレッジに通う生徒たちとの交流の中で、相当な相乗効果といいますか、学ぶモチベーションといいますか、山形における食の魅力、つや姫のおいしさ、そういうものを外から伝えていただくいい機会にもなると感じております。

そして私も、正直つや姫のトップセールスに同行するまでは、国内におけるお米のなさというか、今、米不足が叫ばれている中、つや姫のプロモーションというのはどうなんだろうという、懐疑的な気持ちで参加したところではあ

ったんですけれども、実際ハワイに行ってみて、米をどうするかという観点にとどまらない文化的な側面、そして教育的な側面、本当にそういう観光文化、そして県産品の輸出拡大、教育、いろんな部分に波及するものであるなど。つや姫を核として相互協力、国際的な交流であるとか人的な交流であるとかが広がっていくということを、本当に肌身で感じて実感したところであります。

様々な課題もありますけれども、これから人的ネットワークも生かしながら、この十年をより広げていくような形で取組を進めていただければありがたいと思っております。

知事、ありがとうございました。

それでは次に、豊かな教育環境の整備につきまして、新たに就任されました須貝教育長に三点御質問いたします。

初めに、教育長の教育ビジョンについてお伺いいたします。

教育は将来への最大の投資であり、子供たち一人一人が持つ可能性を最大限に引き出すために、教育行政の果たす役割は極めて重要であると考えております。

須貝教育長におかれましては、昭和六十一年に本県の教員として採用され、長きにわたり県立高校で教鞭を執られ、高校改革推進室長、教育次長、そして、県立山形東高等学校にて校長を務められたとお伺いしております。これまでの豊富な御経験やお考えを基に、どのような教育ビジョンを描いていらっしゃるのか、また、今年度からスタートした第七次山形県教育振興計画の具体的な重点施策に、どのように取り組んでいかれる御方針か、県民へのメッセージも含めてお伺いいたします。

○能登委員長 須貝教育長。

○須貝教育長 私の教育ビジョンと、それから、七教振についての御質問をいただきました。

子供たちには、学校生活の様々な場面で成長する瞬間があり、私も教員としてそれを目の当たりにして、幾度となく感動を与えてもらったというふうに感じております。

その成長の源泉は、子供たち自身が興味・関心を抱いて、「これを学びたい」「これができるようになりたい」と思う心であり、教育で最も重要なことは、様々な教育活動を意図的・計画的に実施して、子供たちの心にそのような灯をともしことだと考えております。そして、教師の役割は、子供一人一人が自己実現に向かって、個性を最大限に伸ばせるよう、保護者をはじめ、様々な人々とともにサポートしていくことであるというふうに認識しております。

今年度からスタートした第七次山形県教育振興計画では、「ウェルビーイングを目指し、多様性あふれる持続可能な社会の実現を担う山形の人づくり」を目標に掲げまして、子供たち一人一人の持てる力を最大限に引き出せるよう、三つの方針を柱に据え、各種施策を展開していくこととしております。

一つ目の方針は、「一人ひとりが自分らしく可能性にチャレンジできる学びを実現する」でありまして、予測困難な時代を子供たちが力強く生きていくため、ベースとなる確かな学力の育成はもとより、留学生等との交流などによるグローバル人材の育成や、企業と連携した起業家教育等により新たな価値を生み出す力を育成してまいります。

二つ目は、「誰一人取り残されず、誰もが続けられる学びの機会を充実する」でありまして、個々の能力や価値観、家庭の事情等が違うことを前提に、増加傾向にある不登校児童生徒への支援や義務教育未修了者等の学びの機会となる夜間中学の設置検討などを進めてまいります。

三つ目は、「社会の変化に対応した学びの環境を整える」でありまして、学校教育でのAI活用や、遠隔教育等による教育DXの実現及びそのための環境整備、生徒数減少に対応した県立高校の魅力化と特色ある学校や学科の配置、教員の働き方改革等に取り組んでまいります。

教育は、学校だけでなく社会全体で取り組むことが大切です。県教育委員会では、家庭や地域、企業の皆様などに教育活動への幅広い参画を呼びかけるなど、県民一人一人が教育を自分事として、当事者として役割を果たしていただけるよう、あらゆる機会を捉えてメッセージを発信してまいります。

○能登委員長 松井委員。

○松井委員 教育現場で長きにわたり、本当に生徒たちの様々な成長を目の当たりにされてきた教育長だからこその言葉だなと思っております。

今おっしゃったように、学びたいという気持ち、その気持ちに灯をともしるところ、すごくいい言葉だなと思って拝聴しておりました。山形県でも推進しております「子育て五か条」があります。その「子育て」という言葉が私は重要だと考えておまして、子供にはもともと育つ力があると、その力を伸ばす環境が教育委員会の仕事であり、家庭であり、私たち社会の責務であろうということを実感しております。

そのためには、やっぱり大事なものは、前段で様々議論をいただきましたけれども、教員の未配置、今、学校が働きたい場になっているのかということだと思います。教育委員会のほうでも、ペーパーティーチャーへの対応ですとか様々ないただいておりますけれども、学校が働きたい場所になっていないということがすごく私は大きな課題だと思っています。そして、今いる先生たちが必死でその穴埋めをしていて、頑張っている人たちに負担が非常に大きく押し

寄せている。そして、一生懸命やっている人から倒れていくというような悪循環があると私は感じております。

そうした意味で、これは県教育委員会だけの仕事ではないと思っています。社会の捉え方、いわゆる学校の先生に何かあればすぐ文句を言うようなそうした振る舞いを改める、私たちの子供を自分たちの手で、そして社会全体で育てていく。教員であるとか教育委員会であるとか、そうした教育行政は敵対する相手ではなく、共に子供を育てるパートナーであるという、そうした認識を広げていくことも重要だと考えております。そしてもちろん、国の制度への働きかけも重要になってくると思います。

そうした意味で、今いる先生たちが倒れてしまわないようなサポートと、そして、今いる子供たちが豊かに学び続けられる環境、両面必要だと思っていますので、須貝教育長のこれまでの御経験と豊富な知識、それを基によりよい山形県の教育に取り組んでいただければと、そういった期待を込めて質問いたしました。ありがとうございます。

続きまして、学校現場における教育機会確保法の周知について伺います。

平成二十八年に制定され、二十九年に施行されました「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」いわゆる教育機会確保法は、不登校の児童生徒が安心して学べる環境の整備を目的とし、個々の事情に応じた多様な学びの在り方を認める法的枠組みであります。

しかし、現場の教育関係者の中には、法の趣旨や内容について十分に理解されていないという声も聞かれており、これにより、適切な対応が取られず、不登校の子供たちが必要な支援を受けられないケースが散見されております。教育機会確保法の理念に基づき、定められた基本方針では、「支援に際しては、登校という結果のみを目標にするのではなく」と明記されており、学校外での多様な学びの場を認め、尊重することが求められております。

今年度からは、多様な学び推進室も設置されましたが、県教育委員会として、こうした理念や内容を学校現場にどのように周知し、また、教職員の理解を深めるためにどのような取組を行っているのか、現状と今後の対応について伺います。

○能登委員長 須貝教育長。

○須貝教育長 学校現場における教育機会確保法の周知について御質問いただきましたのでお答えいたします。

教育機会確保法の施行を受け、令和元年十月に文部科学省から発出された通知では、不登校児童生徒への支援について、『『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある』と示されました。また、その通知の中で、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見詰め直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意する必要もあるというふうに示されております。

県教育委員会ではこの通知を受けまして、「不登校児童生徒の支援ハンドブック」を作成し、まずは不登校の未然防止に向け、全ての児童生徒が安心して学べる学校づくりに取り組むこと、その上で、学校以外の学びの場が必要な児童生徒については、本人及び保護者の意向をよく聞きながら、そういった場につなぐよう、教員に対し周知いたしました。また、民間支援団体等を紹介する「不登校児童生徒の相談支援ガイド」を作成しまして、県内全ての学校や、必要とする保護者に対して配付するなど、教育機会確保法の基本理念とその実現に向けた対応について周知に努めてきたところでございます。

さらに、令和七年三月に、本県の支援ハンドブックを改訂いたしまして、引き続き、居場所づくりや絆づくりを積極的に進めながら、全ての児童生徒にとって楽しく魅力のある学校づくりに取り組むこと、学校への適応が難しい場合には、本人の希望を尊重しながらフリースクール等での学びも必要であること、また、関係機関との連携により、一人一人の状況に合わせた支援を充実させていくことなどを明記いたしまして、県内全ての教員に配付し、改めて周知・徹底を図ったところでございます。

今年四月の県内小中、特別支援学校の全校長が参集する会議では、各学校等において、先ほど申した改訂したハンドブックを積極的に活用するよう促したところですが、今後も、初任者研修等の法定研修や学校への指導訪問、生徒指導担当者研修など様々な機会を捉えて、ハンドブックの具体的な活用について指導し、教育機会確保法の理念についてさらに理解が深まるようにしてまいります。

○能登委員長 松井委員。

○松井委員 先日、不登校の児童生徒への支援に関わる、携わる方々、そして団体、あと親の会ですかね、不登校の子供やひきこもりの若者を持つ親御さんの支援をされている会の皆さんと、そして教育委員会の皆さんとの意見交換の場に私も同席させていただいたんですけれども、今、教育長がおっしゃったハンドブックの活用ということもありましたけれども、そのハンドブックの制作に関しても、その当事者からすれば、なかなか思いが反映されていないという声も多々伺っております。当然、教育委員会で作るものですから、主導は教育委員会でありますけれども、教育機会確保法の理念からしても、家族の支援ですとか、当事者の支援ですとかそうした部分の、やっぱり当事者の声を盛り込んだ形で、教育委員会の支援の方向性というのをぜひ考えていただきたいなと思っています。

当然不登校というものを生まない、未然防止という言葉もありました。私はこれ本当に今、喫緊の課題だと思っておりまして、先生方の一言というのは、子供たちにとってはとてもナイフのように刺さるんですね。先生たちも余裕のない中で働いていらっしゃるんですので、優しい言葉かけがなかなかできないような労働環境だということも重々承知しています。でも、子供たちが、ちょっとしたミスをみんなの前で周知されるというか、あげつらわれたりとか叱られたりということに、これまで以上に敏感になっている子供たちですから、子供たちが「明日も学校に行きたい」というふうに思えるような言葉かけというのをぜひお願いしたいなと思っています。先生も子供たちも「明日も行きたい」という学校をつくる、この部分を明確に打ち出しながら、取り組んでいただきたいと思っているところであります。

続きまして、三点目に、高校入試における合理的配慮について、引き続き教育長にお伺いいたします。

二〇一六年四月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことに伴い、公立高校の入試における合理的配慮が義務化となりました。本県におきましても、文部科学省が示した「高等学校入学選抜における受検上の配慮に関する資料」に基づき、障がいのある生徒にも公平に受検機会が提供されるよう、当事者に寄り添う形で、少しずつ取組が進められてきたと認識しております。

一方、合理的配慮の内容や申請手続、実施状況には都道府県により差があり、進んでいる県もあると聞いております。そのようなことを踏まえ、当事者やその保護者から、個別のニーズに応じた、より柔軟な配慮を求める声が上がっています。

これまで、本県においてどのような合理的配慮を行ってきたのか、また、課題はどのようなものがあるかお伺いいたします。

加えまして、合理的配慮は、障がいのある生徒が公平に受検できるためのものであり、特別扱いではないということをお県民全体に理解してもらい、誤解や偏見を生じさせないために、学校現場だけでなく地域社会への働きかけが必要と考えますが、いかがでしょうか。

○能登委員長 須貝教育長。

○須貝教育長 高校入試における合理的配慮についてお答えいたします。

本県の公立高校入学選抜における合理的配慮につきましては、志願者が在籍する中学校等の校長から、志願先高等学校長に、志願者の健康及び身体状況や希望学科、実施を望む配慮等について事前相談を行い、県教育委員会でそれぞれの志願者の状況を丁寧に確認し、必要な配慮を個別に実施しております。

具体的な対応といたしましては、学力検査時の座席位置の配慮や別室における学力検査の受検、検査時間の延長、問題用紙及び解答用紙の拡大、問題文へのルビ振りや読み上げ、英語のリスニング時のイヤホン等の利用でありまして、医師の診断等に基づき、これらの合理的配慮を行ってきたところでございます。

一方、志願者やその保護者からは、具体的な合理的配慮の内容や、どの時期までに相談すればよいのかなどの情報提供が十分でないという声もいただいております。このため、県教育委員会といたしましては、志願者が安心して受検できるよう、県内全ての中学校長等を対象とした入学選抜に関する説明会で、合理的配慮の内容や手続について丁寧に説明するとともに、県のホームページを活用して一層の周知を図ってまいります。

また、本県では未実施ですが、他県における合理的配慮の先行事例といたしまして、パソコンやタブレット等のＩＣＴ機器の利用があります。これにつきましては、先進県を参考にしながら課題等を整理し、実施に向けて検討してまいります。

委員御指摘のとおり、入学選抜も含め、障がいのある方に対して、合理的配慮を行うことは特別扱いすることではありません。県教育委員会としましては、学校教育において、障がいのある子供に対して合理的配慮を適切に行うとともに、様々な場面を捉えて、子供たちがその意義を理解できるように指導してまいります。

○能登委員長 松井委員。

○松井委員 心強い御答弁でありました。ありがとうございます。

先日、ＬＤですとか様々な書字障がい、識字障がい等々の学習障がいを持つ子供を育てていらっしゃる親御さんたちとの意見交換をさせていただいたんですけども、今、小学校でも中学校でもタブレットが導入されてきて、誰もがタブレットを自由に利用しているという状況があります。これまでは、書字障がいや識字障がいがある子供が、学校現場にタブレットを持ち込むことはすごくハードルがあって、様々な取組の中で持ち込むことが可能になったと。そして、みんなが持てるようになった中で、自由に互いに使えるようになったというのは、非常に大きな進歩だということをおっしゃっていました。

そして、高校に進学した後も、当然タブレットを活用した学びを進めていただいていると。何が問題かというと、やっぱり高校の受検、入試なんですね。ここだけがボトルネックになっていまして、それまでの合理的配慮、そしてその先の合理的配慮がしっかり行われているにもかかわらず、受検というところの柔軟性がまだまだ足りないという

ことが、当事者の皆さんの声でありました。

この冬も、実際に高校入試に悩む親御さんとかなり綿密にやり取りをさせていただきまして、教育委員会の方々にも汗をかいていただきました。ただ、これは入試直前に取り組む問題ではないと思っていまして、今おっしゃったように、他県の事例もしっかりと検討いただいて、大事なのは、学びたいという子供が学び続けられる環境をどうつくるかだと思っています。

一つの案としましては、小中学校でどんな学びを重ねてきたか、その子の普段の学力がどれくらいなのかということも、受検の際に加味していただくような取組ということも効果的だと思っております。今すぐにタブレットの使用が受検に際して難しいというのであれば、そうした別のアプローチということも進めていただきながら、当事者が学びたいというふうな気持ちを持ち続け、そして、環境的な問題で心が折れてしまわないようにということを切に願います。

繰り返しますけれども、入試だけが今ボトルネックであるということを当事者の方々はおっしゃっています。その部分で、ぜひとも県教委としても早め早めに取り組んでいただき、そして、情報の提供も、今、ホームページなども活用しながらということがありました。中学校では様々な合理的配慮を今行っている生徒が分かるわけですから、その方にあらかじめ学校側から働きかけを行うということも大事だと思っています。入試が近くなってから慌てている方はかなりいらっしゃいますので、そのあたりの周知も丁寧をお願いしたいと思っております。

次に、全ての女性が安心して暮らせる社会環境の整備について、引き続き教育長へ御質問いたします。

初めに、県立高校におけるトイレ個室への生理用品の設置についてお尋ねいたします。

コロナ禍以降、生理用品を入手できない「生理の貧困」が社会課題として注目され、国や地方自治体、NPOなど民間団体においても様々な対応が進められております。これまで、生理にまつわる様々な問題は、女性の健康や尊厳に関わる極めて重要なテーマであるものの、人前で言及するのは好ましくないという風潮や、個々人で解消すべき問題であるという認識が強く、生理に悩み、苦しんでいる女性たちの存在が可視化されてこなかったと感じております。特に若年層においては、家庭の経済的事情だけでなく、シングルファザーの増加に伴う生理への無理解や羞恥心が相まって、必要なタイミングで生理用品を使用できない児童生徒もいると聞いております。生理用品の入手に困っていることを申し出ること自体、心理的なハードルが高く、スティグマを生じさせることにつながりかねません。

現在、トイレに常備され、誰でも無料で使えるトイレットペーパーですが、かつては有料だった時代も、さらには設置されていない時代もありました。先人たちが、ユニバーサルなサービスとしてトイレットペーパーの設置を求める声を上げ、実現してくださったからこそ、今、私たちが安心してトイレを利用できているのだと感謝しております。トイレットペーパー同様、生理用品の入手に困っている生徒たちが、申し出ることなく安心して利用できる環境を整えることが重要と考えます。

本県におきましては、「やまがた女性のつながりサポート事業」を通して、生理用品の購入に困っている県民に対し、NPOなどの民間団体や県の関係機関におきまして、生理用品の配布を行うとともに、県立高校におきましても生理用品の配布を行ってきましたが、悩みを相談しづらい若年層に対しての支援の強化が必要と考えます。

本事業を通して見えてきた県立高校での実態について、教育長の認識をお伺いいたします。

○能登委員長 須貝教育長。

○須貝教育長 県立高校におけるトイレ個室への生理用品の設置についてということでお答えいたします。

県教育委員会では、経済的な事情で生理用品が入手できない、いわゆる「生理の貧困」への対応といたしまして、しあわせ子育て応援部の「やまがた女性のつながりサポート事業」を活用して、令和三年度から令和六年度まで県立学校に生理用品を配布いたしました。

学校では保健室にも配備したほか、無償配布の意図を生徒が分かるようポスターを掲示するなどして、トイレの入り口や手洗い場、個室に配備して、必要な生徒が利用しやすいような環境をつくってまいりました。

学校からは、生徒が困ったときに気軽に活用することができ、安心して学校生活が送れるといった声や、生理用品を買えない人もいることに気づいて、「生理の貧困」について生徒が考えるきっかけになったといった声などがあり、一定の教育的な効果があったものというふうに捉えています。

一方で、生理周期を理解して、自分で生理用品を用意しておくといった自己管理の意識が薄れるということが懸念されるなどの声も寄せられたところでございます。

○能登委員長 松井委員。

○松井委員 実際、学校主体でというか、教育委員会が主導で生理用品を配備したわけではないということは、私も調査の中で承知したんですけれども、やっぱり生徒からすれば、「あれ、こないだまであった生理用品がもうない」ということで、非常に困惑した声も届いております。そうした中で、ユニバーサルなサービスとしてこれから考えるべきことだと思っています。

今、教育長のほうから、生理周期を把握して自分で準備をするといった、そうした知識、知恵がもしかしら損なわれるのではないかというふうな御意見がありましたけれども、私も女性ですから、常日頃持ち歩くようにはしているものの、思わぬタイミングで生理が来るということはよくあるんですね。特に、まだ思春期の女性たちは生理周期も定まりません。突然来たり、突然すごい量の出血があったりということは本当にあるんです。女子生徒たちが学校現場において冷やりとして、その不安をトイレの個室内で抱えるといった状況を、私は何とか和らげられないかなと思っています。

これは、今まで我々が声を上げてこなかったことによって周知されなかったことでもありますし、私はこの生理というものの学びや教育というのは、小さい頃から男女かわらずするべきだとも思っていますし、これはまた性教育という部分にも関係すると思うんですけれども、私なんかも男の子と女の子、両方子供がおりますから、小さい頃から家庭の中でそういった会話を重ね、生理というのは人によっては起きているのも大変なぐらいのものであるということ伝えていくとか、そういったことも行っていくことも重要だと思っています。

そして、今、その生理用品に関しては、もちろんエチケットというものはあります。ただ、それを全面に出してしまうと、例えばこれ、今申し上げたとおり、トイレトペーパーをみんなが持って行かなきゃいけないとすれば、かなりのハードルだと思います。やっぱり様々な環境で買えないとか、持っていけない、持っているけれども持っていくのを忘れた、いろんなことがあると思いますけれども、そうした個々人のミスによって、トイレで衛生的な環境を保てないということは、私は少なくとも学校現場ではそういう思いをさせたくないというのが思いであります。

そして、県の予算で取り組むにはかなり大変なことであると思います。これまでのいろんな事例を調べたところでもありますけれども、例えば、メーカーさんから寄附をいただいて設置しているような自治体もありました。ガバメントクラウドファンディングですとか、企業版ふるさと納税ですとか、こういったテーマに応じてお金を払いたいというか、寄附したいというふうな企業さんもきっとあると思います。そして、そのメーカーさんからすれば、学校で無料で使えたものを、生徒たちが大人になってから継続的に購入するということは、企業にとってもメリットがあると思います。何でもかんでも私は県のお金でやるとか、公的なお金でやるということは考えておりませんので、そうした可能性も含めて、共に調査研究できたらいいなと思っているテーマであります。

重ねて申し上げますけれども、女性が女性に生まれたということだけで、大きなハンデを背負っていると私は思っているんですね。そうした部分で、学齢期の子供たちが学校で冷やっとするようなことを一つでも減らしたい。そして体のことから、羞恥心を伴うことを自分から申し出ることを強要するような環境を私はなくしていきたいと、この点を強く申し上げておきたいと思います。

教育長、長い答弁ありがとうございました。

次に、予期せぬ妊娠に悩む女性への支援につきまして、しあわせ子育て応援部長にお伺いいたします。

想定外の妊娠により不安を抱える若年女性、そして孤立した妊婦への支援は、母子の命と健康を守る上で、極めて重要であると考えております。予期せぬ妊娠に悩む女性たちが、匿名で、そして二十四時間相談できる体制を整えることは、妊娠葛藤への早期支援、予防的対応、そして孤立した出産、赤ちゃんの遺棄などの深刻な事態の未然防止にもつながると考えております。

一般社団法人全国妊娠SOSネットワークによりますと、令和七年二月現在、全国の七割の都道府県で、「にんしんSOS」や「にんしんホットライン」などの民間立による相談窓口が設置されており、増加傾向にあるとのことです。

県では、性と健康の相談窓口として、四地域の保健所で対応していると承知しておりますが、平日の日中に限定されており、相談しやすいLINEでの相談には対応していないのが現状であります。「どこにも相談できなかった」という声を一つでも減らすために、妊娠に悩む全ての人が安心して声を上げられる相談体制の整備が必要と考えます。

予期せぬ妊娠に悩む女性への支援について、県のこれまでの取組状況や考え方はいかがでしょうか、しあわせ子育て応援部長にお伺いいたします。

○能登委員長 齋藤しあわせ子育て応援部長。

○齋藤しあわせ子育て応援部長 予期せぬ妊娠に悩む女性への支援についてお答えいたします。

予期せぬ妊娠をした女性が、誰にも相談できず、一人で不安や悩みを抱え込むことは、本人のその後の生き方にも影響を及ぼす大きな負担となりますことから、そうした状況にある方が相談しやすい環境の整備というものは、極めて重要であると考えております。

このため、県では、各保健所に「性と健康の相談センター」を設置し、保健師や助産師等が電話や対面により、予期せぬ妊娠を含め、性と健康に関する様々な相談に対応しております。

令和四年度から六年度までの直近三か年の妊娠・避妊に関する相談件数は十件前後で推移をしておりますが、主な内容は、妊娠を心配するものや出産に対する不安、緊急避妊についてなどとなっております。相談に当たる保健師等

は、相談者のプライバシーに十分配慮しながら、不安や悩みが解消されるよう、必要に応じて関係機関と連携し、相談者に寄り添った丁寧な対応を行っております。

こうした妊娠に係る相談窓口につきましては、周知が何よりも重要でありますことから、県のホームページ等での周知に加え、相談窓口を掲載した妊娠・出産に関するリーフレットを作成しまして、高校や専門学校等に配付しておりますほか、市町村において実施される成人式などや、産婦人科医療機関などにも御協力をいただきながら、特に十代、二十代の若い世代に向けた啓発に力を入れているところでございます。

また、予期せぬ妊娠の予防や出産等に関する県民の理解を深めてもらえるよう、セミナーや個別相談会を開催しておりますほか、市町村の母子保健従事者等に対する研修会を通して、地域で妊娠期からの相談支援を担う人材の育成にも取組を進めているところでございます。

一方で、予期せぬ妊娠をした女性は、自身の身体面だけでなく、経済的な問題ですとか子育てができる環境かどうかなど、様々な問題を抱えることもありますことから、できるだけ早期に相談をして、支援につながるということが肝要でございます。

委員から御紹介ありましたとおり、民間団体等が運営しております相談窓口の中には、SNSを活用するものもあると承知しておりますが、本県では、今年六月から、様々な悩みを抱える女性のためのSNS相談窓口を開設したところでございます。予期せぬ妊娠に悩む方からこちらのほうに相談が寄せられた場合は、保健所等関係機関と連携をして対応することとしております。

県としましては、こうした新たな相談窓口もありますので、まずは相談窓口の一体的な情報発信を図るとともに、保健所や関係機関の対応状況等を把握しまして、相談手法の在り方や相談対応者の専門性の確保等についても検討を進めながら、予期せぬ妊娠をした女性が一層相談しやすい環境となりますよう取り組んでまいります。

○能登委員長 松井委員。

○松井委員 予期せぬ妊娠というものに直面した女性の支援も、私も相当数行ってきたんですけども、第一に、これって女性だけの問題ですかって私は強く言いたいんですね。女性一人では妊娠はしないという中で、幼少期からの包括的な性教育、相手も大事に自分も大事にというところが本当にまだまだ足りていないというのを実感しています。妊娠してしまって、いわゆる望まぬ妊娠をした後の対応を幾ら充実させても、やっぱり悲劇はなくならないと思っていますし、今、様々なヒアリングの中で、産婦人科のクリニックの先生からお伺いしたのは、県としても把握されていることだと思いますけれども、本県における人工中絶、妊娠中絶の数が減っていると。これは一見喜ばしいことかなと思うんですけども、実は仙台に堕胎の、人工中絶専門のクリニックができたことで、かなりの数が仙台に流れているというふうな現状があると伺っております。

それに関して言いますと、私は、橋本議員はじめ齋藤議員と里親制度の充実、委託率の向上というところも様々な研究させていただいていますけれども、妊娠を継続して出産できたら、その命はもしかしたら本県の宝になるかもしれないという、こうした思いもあるんですね。今、妊娠してどうしようといったときに、適切なサポートがあれば、もしかしたら産んでその命が山形県で育まれるかもしれないという可能性も一つありますし、そうした情報提供。そして、結婚してその間に生まれた子供以外の子育ての在り方ですとか、あるいは、里親のほうのロールモデルというのはたくさんあるんですけども、出産側ですね、顔出しはNGだとは思いますが、匿名で、そうした人知れず出産した後のライフストーリーなんていうのも、もしロールモデルがあるのであれば、そうしたことも周知することは重要ではないかと思っています。

今、部長がおっしゃいましたけれども、望まぬ妊娠、予期せぬ妊娠をされる方の中には、やっぱりDV被害だったり性被害だったり、そしてあるいは知的な障がいだったり、様々な課題が潜んでいるものだと思いますので、赤ちゃんの遺棄とか自宅での出産なんていうことがよくニュースで報道されますけれども、そうした部分で早期の介入ということもとても大事だと思っていますので、様々な観点で、これは、しあわせ子育て応援部だけの仕事ではないと思いますし、社会全体でやっぱり考えなければいけないことだと思っていますので、引き続き取組のほう、よろしく願いたいと思います。

部長、ありがとうございます。

最後に、ひきこもり支援に関する国の対応方針変更に伴う県の対応につきまして、健康福祉部長にお尋ねいたします。

厚生労働省は本年、十五年ぶりに自治体向けの新たな支援指針を策定いたしました。この新指針では、従来の、漢字で自分で立つと書く「自立」支援、すなわち、就労や社会参加といった外形的なゴールを目指すものから、当事者が自分自身を肯定し、主体的に意思決定する、漢字で自らを律すると書く「自律」の在り方を、目指す姿として位置づけているのが大きな特徴と捉えております。

また、支援対象につきましても、年齢や背景に捉われず、より広範な層を対象とすることで、多様化・複雑化する

悩みに対応し、伴走型の支援を重視する姿勢が示されております。

従来の指針では、ひきこもりの期間を六か月以上とし、精神疾患や障がいがある背景にあるとして、医療的な支援に結びつける内容でありましたが、新指針では「何らかの生きづらさを抱え、困難を感じている状態」や「他者との交流が限定的な状態」にある人としていることに加え、その家族も支援の対象としております。

厚労省の新指針における「自律」の概念や、対象の拡大、伴走型支援の必要性について、県としてどのように受け止めていらっしゃるのでしょうか。また、この新しい視点に基づき、県としての施策・支援体制の見直しや強化について、今後どのように取り組んでいくお考えなのか、健康福祉部長にお伺いいたします。

○能登委員長 酒井健康福祉部長。

○酒井健康福祉部長 ひきこもり支援に関する国の対応方針変更に伴う県の対応についてお答えをいたします。

ひきこもりのきっかけや背景は様々で、誰にでも起こり得る可能性があることから、身近な場所で相談や様々な支援を受けられるようにしていくことは、とても重要であると考えております。

本年一月、厚生労働省から示されました新たな指針「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」においても、社会的に孤立し孤独を感じていたり、様々な生きづらさを抱えている状態の人とその家族など、従来より幅広い人が支援の対象となること。社会参加の実現や就労はプロセスであり、支援のゴールではないこと。本人やその家族自身の意思で今後の生き方や社会との関わり方などを決める、自らを律すると書く「自律」を目指す姿として、相談支援機関は本人やその家族に寄り添った丁寧な相談支援とオーダーメイドの伴走型支援を行い、関わり続けることが重要とされたところでございます。

県におきましても、支援の現場から、医療的な支援が必要な人だけでなく、様々な生きづらさを抱えている人やその家族に対する丁寧な支援が必要との声をお聞きしておりますので、政府の新たな指針に沿って、施策を展開してまいりたいと考えております。

具体的には、医療的支援の必要性、社会参加・就労意思の有無にかかわらず、ひきこもりの人とその家族が必要な支援を受けられるよう、引き続き自立支援センター「巣立ち」や各保健所で相談支援を行い、必要に応じ自立相談支援機関やひきこもり支援に取り組む民間団体等につないでまいります。加えて、県内四地域八か所に設置している若者相談支援拠点を運営する民間団体とも連携しながら、相談支援や居場所の提供などに努めてまいります。

また、市町村における支援体制をさらに充実させるため、相談窓口の設置に加え、ひきこもり支援ステーションなどの事業を行う市町村を支援するほか、ひきこもり相談支援者研修の開催なども通し、支援者全体の育成・スキルアップを図ってまいります。

さらに、相談しやすい環境や日常の中で緩やかなつながりを築けるような取組を進めるため、令和七年四月に官民連携のプラットフォーム「やまがたつながり支えあいネットワーク」を設立し、幅広い関係者が一体となって孤独・孤立対策を推進するとともに、県庁内でも関係部局による連携会議を立ち上げ連携強化を図るなど、ひきこもり支援体制の裾野を広げてまいります。

県としましては、ひきこもり支援に取り組む市町村や民間団体など、関係機関・団体と連携しながら、引き続き、ひきこもりに悩まれている本人やその家族に寄り添った相談支援とオーダーメイドの伴走型支援を行うことのできる体制整備を進めてまいります。

○能登委員長 松井委員。

○松井委員 先ほどの女性支援の文脈でも申し上げたんですけれども、このたびの新指針において、対象の拡大ですとか、家族も含めての支援対象であるとか、「自律」の概念の捉え方の変更ですとか拡大といいますか、そうした点で、これやっぱり健康福祉部だけで取り組んで完結するものではないと思っています。昨日の橋本彩子委員の御質問であつたとおり、孤立した男性の支援という文脈で、一声かける社会とかお茶飲み文化とか、そうした支援と言わない支援というのが、実はこの社会には山ほどあると私は感じております。

そして、県当局に私は強く要望したいというか、御提案したいことは、例えば観光ですとか、文化ですとか、農業ですとか、様々な県の施策が今進んでおるわけでありましてけれども、その施策そのものが実はひきこもり支援にも大きく寄与するものであるという、リフレーミングといいますか、この支援を健福だけでやるとかじゃなくて、もしかしたらサクランボの人手不足、社会的に孤立している人がそこで労力として活躍できるかもしれないとか、文化の部分、例えば過疎地域での文化芸術活動がなかなか継承しづらい、そこにいろんな社会的孤立を感じている人たちが緩く参入していくような、そうした社会環境のつくり方というのは、私は全庁的にそこを一つ、何か眼鏡をかけるといいますかね、支援という在り方を見えるようにしていただきたいと思っているんですね。これは県だけではなく、社会全体の取組だと思っています。

私はひきこもり支援も長らく携わってまいりましたがけれども、やっぱり当事者からすれば、支援される側でいたくないわけですよね。支援する側、される側が分かれていては、いつまでたっても元気になりません。先ほどの教育の

分野でも申し上げましたけれども、我々は、育ったり学んだりする力を秘めているわけですね。そこをうまく引き出せるかどうかは社会のデザインだと私は思っていますので、健康福祉部だけで抱えるのではなくて、全庁的にこうしたまなざしというか、考え方を共有していただきたいというのが、私の今日の質問の趣旨であります。

そうした点で、県の取組だけではなく、今、孤独・孤立を防止する対策ですとか、困難女性の支援ですとか、様々な障がいを持った方への支援、インクルーシブな社会ということが言われておりますけれども、共通するのは、みんながそのまま受け入れられるというか、不利益を被らない社会づくりだと思いますので、そうした点で縦割りではなく、全庁的にぜひ取り組んでいただきたいというのが私の思いであります。

部長、ありがとうございました。

質問をいろいろさせていただきまして、知事、部長には真摯な答弁をいただきありがとうございました。これから、より県民に温かい、優しい県政を望みまして、私の質問を終わりにいたします。

○能登委員長 松井愛委員の質疑質問は終わりました。

この場合、休憩いたします。

午前十一時十分再開いたします。

午前 十 時 五十九分 休 憩

午前 十一時 十 分 再 開

○能登委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑質問を続行いたします。

この場合、申し上げます。船山現人委員より資料配付の申出があり、これを許可しましたので御了承願います。

船山現人委員。

○船山委員 自由民主党の船山現人でございます。質問が多岐にわたりますので、早速質問に入らせていただきたいと思います。

ただいま委員長から御紹介ございましたが、資料として配付をしていただいた内容につきまして質問をさせていただきます。

三月七日、置賜地方農業委員会連絡協議会が知事宛てに提出した要望書の内容について、どのように捉えておられるのかお尋ねいたします。

置賜地域には、県立の農業研究・研修施設はなく、農業技術普及課を除き、置賜地域にある農業関連施設は、南陽市にある産地研究室だけの状況であります。こうした現状を踏まえ、本年三月七日、置賜地方農業委員会連絡協議会から吉村知事に対し、置賜地方に農業の担い手が研修及び研究ができる水稻・果樹・野菜・畜産等各分野のトレーニングファームや、農業の技術指導・研修等を受講できるトレーニングセンターの整備に関する要望があったところであります。

こうした要望について、知事から所感をお尋ねするわけでございますが、我々置賜の三市五町から選出された県議会議員は、一昨年から、置賜の農業委員会の会長、三市五町の会長さんで組織する、ただいま申し上げました団体と意見交換会を行ってまいりました。昨年は九月十日に行ったのでございますが、それらの意見交換を踏まえて出された要望がこの要望でございます。そして、この要望につきましては、置賜総合開発協議会の要望事項にも載せられております。それで、七月九日に、その団体の要望があるわけでございます。

そのようなことで、この要望内容につきましては、置賜の中で相当認知されているというように言っているのかと思います。そのようなことでございますが、知事の御所感をお伺いしたいと思います。

○能登委員長 吉村知事。

○吉村知事 置賜地方農業委員会連絡協議会の皆様からの御要望につきましては、今、委員がおっしゃったように去る三月七日にお会いをいたしまして、置賜地域における農業の人材育成に対する思いを直接お聞きしたところでございます。

初めに、農業技術指導や研修を受講できるトレーニングセンターについてであります。県では、昨年四月に開学した東北農林専門職大学にキャリアサポート・研修センターを設置し、全県を対象に、就農希望者から競争力のある経営を目指す農業者まで幅広く対象として、多彩な研修メニューにより地域農業のリーダーとなる人材育成に取り組んでいるところであります。

地域単位でも研修を行っておりまして、置賜地域では農業技術普及課において技術研修を実施しております。産地研究室は、地域の農業者が最新の技術を学ぶ場として活用されているところであります。

置賜地域における農業研修機能と施設の整備につきましては、県の財政や職員の確保など厳しい状況がある中、時代のニーズや社会経済情勢など総合的に勘案して判断する必要があると考えております。

次に、就農前の訓練を行うトレーニングファームについてであります。研修生が講師から学んだ栽培技術を実践する場であり、試行錯誤をしながら技術を身につけることができます。県内の市や町において、就農に向けた研修を独自に行う動きが広がっているところです。

例えば、山形市では、サクランボ農家の後継者を育成するために国庫事業を活用して、「さくらんぼトレーニングファーム」を整備し、来年四月から研修生を受け入れる計画と聞いております。

また、鶴岡市では、令和二年に農業経営者育成学校「SEADS（シーズ）」を開校し、新規就農を目指す方を対象に、栽培技術の基礎や経営ノウハウを学ぶ座学と、水稻をはじめ、メロン、枝豆などの実習を組み合わせた二年間の研修の場を提供しております。さらに、今年度からは、隣接する三川町、庄内町も参画して三つの市町共同で人材育成に取り組んでいます。

そして、尾花沢市では、令和六年に「すいか農学校」を立ち上げ、研修生が先輩農家の下へ通いながら、日本一の夏スイカの栽培技術を学んでいます。

こうした地域の実情に応じた、地域ぐるみで農業者を育てる取組が県内各地に広がり、農業の担い手の育成・確保につながることを期待しているところであります。

県としましては、引き続き農業技術普及課や産地研究室において、生産者組織やJA等と連携を密にしながら、農業者への速やかな技術移転を図るための研修や技術開発を充実させて、産地振興を進めてまいりたいと考えているところであります。

○能登委員長 船山委員。

○船山委員 なぜこのような要望が寄せられたかというその要因、それは次の三点が考えられると感じております。なぜ置賜に県立の農業研究・研修施設がないのかという疑問、それが不信や不満になっているのではないかとこのように感じられます。二番目といたしまして、後継者が育っていないという危機感です。現在の状況が続きますと、数年後には、基幹的農業従事者が急激に減ってしまうというような状況がございます。それから、農業教育の拠点としての置賜農業高校の存続・再生を可能にしてほしいという地元の願望。この三つが要望の要因であるのではないかとこのように思っているところであります。

いろいろ県のほうとして、指導やそれから普及、そして研修などの活動は行っているということはお聞きをしております。私も把握はしております。しかし、このような要望が実際に出てきているわけですから、その趣旨・内容について知事が農林水産部のほうに指示をして、本当にどういうことなのかということを開き取りするというようなことは必要なんではないかというように思っておりますが、いかがでしょうか。

○能登委員長 吉村知事。

○吉村知事 なぜ置賜地域に県立の施設がないのかということは、そういう趣旨の御質問があるというふうにお聞きをしましたし、私なりに農林水産部にちょっと聞いてみたんですけども、以前は置賜に果樹園芸を研究するところがあったんだけど、それが現在は寒河江市にあります園芸農業研究所という名前になりましたけれども、そこに集約をして県内全域の園芸研究を行うようになったという、その歴史をちょっとお聞きしたところであります。

それから、先ほど私が申し上げた、これからの農林業の人材、リーダーを育てるという東北農林専門職大学、これを県で設置をしたということは、やはり農業をしっかりとバックアップしていくといえますか、人材育成の最たるところでありますので、そこで様々な研修であったり、研究であったり、実践、そういったこともしっかりと身につけていただく。また、県内の農家の方のすばらしいモデルもたくさんいらっしゃいますので、そこでも勉強させていただき、そして循環をします。よい意味での人材育成、そして、すばらしい農業者の方たちの知恵や技術を学ばせていただくということで、ぐるぐると好循環になっていく、そのことをやはり望んでいます。

そういった大学もできましたので、ここで、やはり県内全域の様々な研修・研究といったことをできるようになるとよいのではないかなというふうに将来的には思っているところでございます。

○能登委員長 船山委員。

○船山委員 そういうふうには、県内にはいろんな研究機関も、それから教育機関もあります。私が聞いているのは、こういう要望が出てきたんですから、要望した当事者からしっかりとどういうことなのか、その内容について、まず聞き取りをされたらどうかということを開き取りしているんです。いかがですか。

○能登委員長 吉村知事。

○吉村知事 農林水産部に、その後どういったことかということでお聞きもしました。それで、農林水産部としまして、その後といいますか、その前後はちょっと分かりませんが、要望にいらした方々との意見交換というようなことを、全体としては分かりませんが、個別なのかも分かりませんが、その要望があった内容について、もうちょっと意見交換というようなことはしているやに聞いているところでございます。

○能登委員長 船山委員。

○船山委員 それはいつのことなのか、要望したその日なのか、その後、そういう調査をやったのか、いかがでしょうか。農林水産部長、お願いします。

○能登委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 ただいま船山委員からございました三月七日の要望後の対応でございますけれども、当日いらっしやった農業委員会の会長様はじめ全員から、私のほうでまた聞いているということではございませんけれども、それぞれ置賜地域を代表する生産者団体あるいは農業委員会の会長さんのほうから直接いろいろ、その要望の背景だとか、今後どう進めていきたいと考えていらっしゃるのか、そういったことは、私個別にお話を直接お聞きしているところでございます。

○能登委員長 船山委員。

○船山委員 個別でどの程度お聞きになったか分かりませんが、この要望の趣旨につきましては今も変わっていないということですね。それで、個別に聞くよりも、しっかりと、みんな三市五町の農業委員会の会長さん方ですから、そういう方々と場を設けて、そして改めて聞き取りをしたらどうかというふうに思いますがいかがでしょうか。

○能登委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 御要望いただいた、それぞれ市町の農業委員会の会長様に対しては、そういった意見をしっかり聞く場を設けていきたいと考えているところでございます。

○能登委員長 船山委員。

○船山委員 やはり県民の声に寄り添った県政を行うというのが、吉村知事の政治姿勢かと思っておりますので、今、部長がそういう場を設けていただけるというお答えでしたので、このことを私も農業委員会の会長さん方にお伝えをして、どのような形でそういう会議をしたらいいのか、いろいろお互いの考え方もあるかと思っておりますので、今後、説明させていただきたいというように思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

この産地研究室です。これは、置賜はもちろん、四ブロックの一つずつあるわけです。それで、置賜につきましては、先ほど知事からも御紹介ございましたが、昭和四十六年に果樹部門を当時新設した園芸試験場に移管しているんですね。置賜の果樹研究はそこで統合されたということです。

それから、平成十一年、これは私が当選した年ですが、最初に一般質問に立ったのが九月議会でしたけれども、このときに関係者からこういう意見をいただきました。というのは、置賜には農業の研究職というのが三人しかいないんだと。それで、県全体ではどのくらいいるかというと百六十人くらい当時いらっしやったはずなんです。ということで、非常にそういう面では偏在しているといえますか、そういうことを聞きまして、一般質問で取り上げまして、そして考え方をお聞きしたんですが、その後、研究職は六名に倍増したことがございました。

平成十一年、水稻に関する試験研究を廃止した年なんです。そういうことで、置賜にはそれ以来、いろんな研修・研究する機関あるいは施設としてはなかったというようなことになりますので、そういうところの不満が最近出てきたのかなと思っているところでございます。

続きまして、県農業の現状と振興策について農林水産部長にお尋ねしたいと思います。

本県の就農者の年齢構成を見ますと、団塊の世代以上の農業者がまだ現役で頑張っているものの、今後数年で急激に減少していくものと思われます。置賜地域の農業の現状をどのように捉えているのか、また、置賜地域の農業の目指すべき方向性と今後の施策展開についてどのように考えておられるのか、農林水産部長にお尋ねいたします。

○能登委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 置賜地域の農業に対する現状認識と今後の方向性というお尋ねがございましたので、お答えさせていただきますと思います。

置賜地域では、つや姫や雪若丸などの水稻、米沢牛に代表されます畜産、ブドウや西洋梨等の果樹を中心とした農業が盛んであり、近年では野菜の枝豆やアスパラガス、ダリアやアルストロメリア等の花卉生産にも力を入れているところでございます。

こうした置賜地域の農業を支えます担い手の状況を見ますと、令和二年の基幹的農業従事者数は七千六十七人ということで、平成二十七年から五年間で約一八％減少しているということがございます。この傾向が続くということになりますと、令和十二年には、さらに三八％減少の四千三百九十八人まで減少するという予想もされているところでございます。

置賜地域の農業を維持していくためには、規模拡大に加え、いかにして担い手を地域内外から幅広く確保し、そして育てていくかが重要であると考えてございます。そのためには、今ある置賜地域の農畜産物の魅力をさらに高めて、県内外の若い人が、ぜひ置賜の地で農業を始めたいと思える、憧れの産地へとレベルアップしていく必要があるというふうに考えております。

今後の方向性について具体例を申し上げますと、水稻では、高島町の有機栽培米に代表されるように、地域の堆肥を使った土づくりによる環境保全型の米作りが盛んであります。有機栽培米は、東京での就農相談会におきましても、興味を抱き、就農を希望する若者の相談が増えており、こうした新規参入者を地域で受け入れる体制づくりが必要となると考えてございます。さらに、有機栽培等の拡大にネックになっている除草作業については、アイガモロボット等のスマート農業技術を組み入れるなど、作業効率の向上を図り、環境保全型の米作りの生産拡大を進めていく必要があると考えております。

果樹では、ブドウの作付面積が県全体の四六%を占める一大産地になっております。しかしながら、後継者不足と雨よけ施設等の老朽化によって、次世代へ産地を引き継ぐことが困難な状況にあります。そのため、非農家出身者や他産業等からの新規参入を促すとともに、老朽化した施設を大雪や生育期の高温にも対応できるよう、施設の機能向上により生産性を高め、産地の維持発展を進めていく必要があると考えております。

畜産では、誰もがおいしさを認めます米沢牛の産地になってございますが、環境保全の観点も重要となってきたことから、今後は、おいしさと環境への配慮を両立させたブランドへさらに高めていく必要があると考えております。米沢市と飯豊町では、米沢牛の家畜排せつ物を利用してバイオガス発電や発生する残渣を肥料として地域内で消費するモデルへの取組を始めております。県としても、このような先進的な取組をしっかりサポートしていきたいと考えているところでございます。

こうした各分野での取組は、県など行政機関だけで実現できるものではなく、地域をリードする意欲ある農業者の存在が不可欠だと考えております。一例ですが、ＪＡの若手農業者で構成するＪＡ山形おきたま青年部、ここはもう数百名の規模で構成しておりますけれども、こうした青年部については、農業の在り方を熱心に語り合っ、活動も活発であり、その地域農業を牽引する力は次代を担う人材の育成にも貢献されるものと、私どもも期待しているところでございます。

置賜地域は、こうした地域が有します人の力と技術の力を最大限に引き上げることで、高品質な農畜産物を安定的に供給できる高いポテンシャルを有している地域と考えております。

県としましては、地域の農業者、市町、ＪＡ、生産団体と一緒に、置賜地域の農業のさらなる発展に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○能登委員長 船山委員。

○船山委員 部長から、置賜地域の農業あるいは農業者の現状に鑑みてのお話をいただきました。大変心強く感じたところでございます。

現在、団塊の世代と言われる七十五歳ぐらいの方々が、今まだ元気で頑張っていらっしゃいます。そういう方々は非常に米作りがお上手で、しかも丁寧な仕事をされるというようなことで、私も見習ってきたところでございますが、なかなか同じようにはできなかったのが現実でございます。それから、若い人も和牛の青年部でありますとか、それから米作りに関しても若い方々が一生懸命やっております、それで稲作などにつきましては、法人化するグループが少しずつ増えてきているような状況でございます。

ただ、先ほど、トレーニングファームの話をしていただきましたが、やはりそういう方々もいらっしゃいますし、それから、農外から就農したいという方もいらっしゃるんです。そういう方々は、地域おこし協力隊でありますとか、いろんな方がいらっしゃいます。そういう方々がトレーニングできる、そういうＪＡなんかが中心となっているトレーニングファームというのが多いように聞いております。

そういうことを含めて、実践的な研修をするトレーニングファーム、それから、基本的な農業技術あるいは知識を学ぶトレーニングセンター、こういうものを置賜地区につくって、それで全体的に置賜の農業を活性化させていきたいというのが、ただいま申し上げました農業委員会の会長さん方のお考えなんだろうというように思っております。

それから、これから質問しますが、置賜農業高校、これも現在どのように魅力化を図っていくかということが課題になっておりますので、そういうことも含めまして総合的に置賜の農業関係機関が話し合いをしながら、その方向を探り、そしてそれを伸ばしていきたいというようなことが、置賜の関係者の目指すところではないかと思っているところでございます。

今のような時代でございますので、これまでの研究や技術を継承するとともに、これからは新たな農業全体の生産振興あるいは教育普及なども含めた、そういう形をつくっていくというような時代に入っているんだと。それで、それを県の農林水産部が中心になって、これらを有機的に結びつけて牽引していただきたいというのが私の願望でございます。ぜひよろしくお願いを申し上げたいと思います。

ありがとうございます。

続きまして、農業高校教育の充実につきまして、教育長にお尋ねをしたいと思います。

農業高校の衰退については、国会でも取り上げられるなど、全国的に問題視されてきているというように認識をし

ております。このような中、隣県の秋田、新潟においては、農業高校の生徒数が維持されていると。これにつきましては、十二月の定例会の際にも資料として提示させていただきました。

本県の現状とあまりにも違いがあるが、教育局としてこの現実をどのように捉えているのか、また、農業科のある高校の魅力化を図る上での方策をどのように考えておられるのか、まずお尋ねしたいと思います。

○能登委員長 須貝教育長。

○須貝教育長 本県の農業高校の現状と、それから魅力向上の取組ということで御質問をいただきましたのでお答えいたします。

県教育委員会では、これまで中学校卒業者数の減少に対応いたしまして、県立高校の募集定員が適切なものとなるよう定員の削減を進めてまいりました。その際、各学校や学科に対する中学生の希望状況を踏まえるとともに、県内の各産業分野の人材育成という視点から、農業科をはじめとする専門学科の募集定員については、できるだけ確保できるよう配慮してきたところでございます。また、定員削減に伴い学校規模が縮小する中で、学校の活力を維持するために、条件が整った場合、学校の統廃合を進めてまいりましたけれども、その際に、全県的に同じ学科の専門高校を集約するのではなくて、地域に密着した専門学科を引き続き各地域に配置するということを重視して、地域内の異なる専門学科を統合した複合型の産業高校を設置するという方針で進めてまいりました。

一方で、産業構造や就業構造が大きく変化し、普通科志向が高まるとともに、東北各県や新潟県と比較しましても、本県は、普通科を多く設置している私立高校の定員割合がもともと高かったという事情も相まって、少子化が進む中で、農業科などの専門学科が入学者数の確保に苦戦しているものというふうに分析しております。

このような状況の中、農業高校では、地域と連携して創意工夫を凝らした教育課程を編成しながら生徒一人一人に寄り添った丁寧な指導を行い、学校の魅力化に努めてまいりました。しかし、定員の未充足が続いており、各学校ではさらなる魅力化の取組を図るとともに、その魅力や、それから農業高校での学びが将来にどうつながるのかなどについて、小中学生や保護者に十分に伝える必要がございます。

そのため、県教育委員会では、各産業系高校が、地域や産業界、大学等の専門機関と密接に連携して、魅力化・特色化に取り組む「フューチャープロジェクト」を令和五年度から実施してまいりました。

例えば、置賜農業高校では、川西町の花「ダリア」について、町や地元農家、大学と連携し、バイオテクノロジーを活用した高品質なダリア生産に取り組んでおります。先月下旬には、東京大田市場において、栽培したダリアが平均価格を大きく上回る高値をつけるなど高い評価を受けまして、生徒は農業の楽しさや魅力を実感したものと捉えております。また、オープンスクールなどで、中学生が農業高校の学びを実際に体験したり、小学生が高校生と一緒に田植や稲刈り等を行う機会を設けるなど、地元小中学生に農業の魅力を伝える活動にも取り組んでおります。

県教育委員会といたしましては、この事業の成果と課題を踏まえて、今後も農業が楽しく、やりがいのあるものであることを農業高校の生徒はもちろん、小中学生等にも実感させ、農業に夢と憧れを持って農業高校を目指す子供たちが増えるように取り組んでまいります。

○能登委員長 船山委員。

○船山委員 去る三月二十三日の日曜日でしたが、九時からNHKの「日曜討論」という番組が放映されました。三月二十三日、御覧になった方いらっしゃいますか。テーマは「与野党に問う これからの教育は」。——いない。見ませんか。その中で、知事がコメントされております。公立高校に通う生徒が減少していると。そして、地域の高校がなくなると、その地域が衰退していくと。それを懸念されているというようなことかと思います。それが紹介されましたけれども、その中で、与野党の教育に関して非常に見識のある政治家の方々が議論されておりました。

それで、テーマといいますか、一番のポイントは、高校の授業料無償化です。それが今年四月から実施をされているわけなんです。その傾向としまして取り上げられましたのが、公立高校よりも私立高校のほうに、何といいますか、いろんな面で魅力的な配慮ができるような、そういうような政策のスキームになっているということで、皆さん懸念しておられましたのは、県立高校あるいは公立高校の施設整備が非常に今しっかりとなされていないと。半面、私立高校はどんどん補助金が出るので、整備がどんどんよくなっているというようなことですね。そのようなことから、公立高校に通ってほしい中学生がだんだんと私立の高校を目指すというような傾向に、これからさらになるのではないかと。その結果として、いわゆる産業系高校に通う生徒が少なくなるので、その地域の産業を担う、そういう人材が激減するのではないかとということです。そういうことを、日曜討論で与野党の国会議員が議論をしておられるわけですね。

知事は御覧になりましたよね、御自身のコメントも出ていたわけですから。

そういうような認識が、もう国会議員の中で出ているということは、我々もここ数年そういうことを指摘してまいりましたが、そういう状況に今あるというようなことなんです。それで、これは一つの流れでして、そういう流れが一回できてしまうと、流れは急に止まらないんですよ。車も急に止まれませんが、流れも急に止まらないんで

すよね。そして、変わらないんです。

ですから、これから教育長は、県立高校も含め、この県内の教育に取り組んでいかれるわけでございますけれども、やはり隣県の状況とか、それから我が県の状況とか、農業高校です。秋田県は基幹の農業高校が二つ、大曲農業高校と金足農業高校があるんですが、それから、山形県は庄内農業高校と置賜農業高校と、それを比較しますと、生徒数は四倍違うんですよ、四倍。このことを県政報告会なんかで話をすると、「何でそういうふうになっているんだ」と、皆さん口をそろえて言うんです。

このことについては、私も思っていますけれども、しっかりと検証をして、特に教育局の中では、まだまだしっかりと検証をしていただいて、何でこの状況になっているのかということを究明していかなければ、これからの魅力化も含めて有効な対策が打てていかないのではないかなというように思っておりますが、いかがでしょうか。

○能登委員長 須貝教育長。

○須貝教育長 先ほども答弁で申し上げたような一つの分析があるわけですが、なお御指摘いただきましたとおり、他県の状況もしっかり調べながら、本県の産業系高校、もちろん農業科含めて、生徒数が減少する中でも、希望する生徒が増えていけば学校規模はある程度維持していくわけですので、生徒を引きつけるような魅力向上ということをしかり手を打てるように、これからまた研究を続けてまいりたいというふうに思います。

○能登委員長 船山委員。

○船山委員 フューチャープロジェクトも今年で三年目です。過去二年、いろんな検討がなされたと思いますが、何となく魅力化の方向というのがはっきり打ち出せてないんじゃないかと思っていますよ。そして、それは中学生が魅力的だと思うものでないと駄目なんですよ。

それで、もう一つは、その高校を卒業して将来どんな道が開けるのかということが分かっていないと、そのことに中学生たちがマッチングしないといけないんじゃないかというように思っております。もっと思い切った魅力化を図っていかなければ中学生は反応しないと思いますので、ぜひそのところをよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、第七次教育振興計画について教育長にお尋ねいたします。

七教振の目指すところは、「ウェルビーイング」という言葉で表現してあるというふうに思います。日本語で端的に表現すれば、自らの幸せ・心の豊かさ、お互いの幸せ・心の豊かさ、みんなの幸せ・心の豊かさということではないかと私は理解しております。このこと自体は、現代社会においては必要とされる方向の一つであるとは言えると思いますが、六教振のコンセプトから比較すれば、外来語で表現されていることから、言葉の意味の理解や概念の把握には一定の時間や理解する努力も要するのではないかと考えております。

教育には、各人の能力向上という大きな目的があり、その過程においては努力や忍耐や葛藤も伴う、また、他との競争する場面も少なくないはずであります。その中で、集団における協調性や公共の観念などを育むなど、求められるものは多種多様であると思います。

今年度から七教振がスタートしているわけですが、その理念を教育現場や子供たちや県民にどのように伝え、実際にどのような教育を行っていくのか、六教振による教育との違いはどこにあるのか、教育長にお尋ねしたいと思います。

○能登委員長 須貝教育長。

○須貝教育長 七教振についての御質問をいただきました。

幾つかございましたが、初めに六教振との関わりということでお答え申し上げます。

六教振では、「人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人づくり」、これを目標に掲げておりましたが、七教振でもその基本的な方向性を変えるものではございません。これまでの数次にわたる教育振興計画の成果と課題を踏まえ、さらにこの十年間で、人口減少の加速化、気候変動や自然災害の激甚化、グローバル化の進展などへの対応、そして、包摂性のある社会・共生社会の実現がますます求められるようになったことを受けて、新たな視点を盛り込み策定したものでございます。

次に、七教振の理念、それからそれをどのように周知していくかという御質問でございました。

七教振の目標にございます英語の「ウェルビーイング」という言葉は、一般的な語義といたしましては、「心身ともに良好な状態」という意味になりますけれども、現在の各種教育政策におきましては、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が、将来にわたり持続的によい状態にあることを含む包括的な概念と理解されておりまして、七教振においても目指す姿として目標に掲げたところでございます。このウェルビーイングは、国際的にも、我が国においても様々な文脈で取り上げられることが増えてきておりまして、今後、徐々に浸透してくるものと考えております。

しかし、委員御指摘のように、七教振のスタートに当たりまして、このような理念を教育現場や子供たち、一般県民に分かりやすく伝えていくことは、極めて重要であると認識しております。そのため、県教育委員会では、校長会

等の各種会議やＰＴＡの研修会等、あらゆる機会を捉えて周知してまいります。

また、子供から大人まで県民各層を対象に、教育について対話するワークショップを行うなど、県民参加型のイベントを県内各所で展開するとともに、分かりやすい動画の配信やポスター、リーフレット等の配付を行い、県民一人一人にしっかり伝わるように取り組んでまいります。

もう一点、七教振において、どのような教育を行っていくのかという御質問でございます。

個人や社会のウェルビーイングを実現するためには、一人一人の確かな学力と、自ら考え主体的に行動する力が必要となりますので、ＩＣＴを活用しながら社会課題の解決に取り組む探究学習などを推進してまいります。

また、グローバル化が進展する中で、日本や山形県の競争力を高めるためには、新たな価値を創造する力が必要となりますので、外国語教育の充実や起業家教育の推進などにより、イノベーションを起こす人材を育成してまいります。

さらに、価値観が多様化する中、互いを尊重し前向きに生きることができるよう、体験学習や道徳教育により豊かな心を育成するとともに、体育・健康教育にも力を入れてまいります。

そして、障がいや不登校など、様々な事情を抱える子供たちもこのような力を身につけることができるよう、それぞれの個性に応じた多様な学びを提供してまいります。

県教育委員会としましては、県民一人一人にこうした七教振の考え方が浸透するよう、今後ともしっかりと取り組んでまいります。

○能登委員長 船山委員。

○船山委員 ありがとうございます。

ただいま教育長の答弁をお聞きいたしまして、何となく安堵したような気がいたします。といいますのは、ウェルビーイングというのは、六教振の理念の上にぽんと乗ったような、ちょっと語弊があれば申し訳ないですけどもそんな感じがするわけですね。それで、ウェルビーイングというのは、今説明されたような意味合いだというふうに思いますけれども、やはり冒頭申し上げましたとおり、ウェルビーイングについては、あれ、これ、何なのかなという、そういう疑問から一般の人は入っていかざるを得ないんじゃないかというふうに思いますね。

それで、それを教育の現場、実際に教育するに当たって、これまでの教育とウェルビーイングという、その概念が盛り込まれたといいますか、そういう教育というのは、ちょっと現場でも、これはウェルビーイングなのかなと、目指すところがウェルビーイングですけども、やはり教える過程においても当然、意識せざるを得ないだろうというふうに思います。

そうしますと、心が安定して穏やかな状態ですから、それを目指すところなんです、その教育の課程の中でそういう考え方と手法が入ってくるんじゃないかというふうに思われますけれども、その点はいかがですか。

○能登委員長 須貝教育長。

○須貝教育長 今、御指摘いただいたとおり、目標、こういうウェルビーイングを目指してということですので、個人としても社会としてもそういう状態を目指していく。そのために、どのような力を身につけられるよう教育で行っていくかと、その具体的な施策について計画の中で盛り込んだということでございます。さらに、その教育する、受けるプロセスにおいても当然、心身ともに健康な状態で、しかも楽しんで学習する、ウェルビーイングな状態で学習すると。それから、これまでも御指摘いただいているとおり、教える側の教員も、そういうウェルビーイングの状態という視点も重要であります。

ただ、プロセスにおいて、そういう心身の健康、もちろん大事ですし、楽しみというのも大事なんです、そういう力を身につけるために、難しいことに挑戦したり、あるいは苦しいことにも我慢しながら、そういう力をつけていくという場面も当然ございますので、これは今までの教育でも行われてきたことでありますが、その辺はしっかり継承しながら、七教振に取り組んでまいりたいというふうに思います。

○能登委員長 船山委員。

○船山委員 よく分かりました。この教育振興計画というのををつくるには、相当なマンパワーが必要だったんだろうと思っております。微に入り細に入り、いろんな場面、それからその目的を教育振興計画の中に取り込んでいるというふうに感じていたところでございます。

その中で、防災教育についても考え方が示されておりますが、大規模災害が多発する現代においては、実際に災害に遭遇したときに対応する訓練も必要なのではないかと感じているところでございます。

災害により、困難な状況に置かれたときの生きる力をどのように育んでいくのか、教育長にお尋ねをしたいと思えます。

○能登委員長 須貝教育長。

○須貝教育長 災害に対応した教育というお尋ねでございますので、お答えいたします。

全国的に様々な災害が頻発化・激甚化する中、児童生徒が災害に適切に対応する能力の基礎を培うことは、必要不可欠なことと考えております。児童生徒が災害に遭遇した場合を想定し、自らの安全を確保するための行動を取れるようにすること、その上で、周りの人のために自分ができることを率先して行おうとすること、これは平時にこそ培わなければならない資質・能力であるというふうに考えております。

これまでも各学校では、学校教育活動全体を通して防災教育を実施してまいりました。その中で、先進的な事例を挙げますと、避難訓練を児童生徒に予告なしで実施することで、災害の種類や被害状況から、避難経路や避難方法を自ら判断して行動する力を育成したり、あるいは防災マップづくりを通して自分の住む地域の災害リスクを理解し、危険予測・危険回避能力を養ったりするなどの実践を行っております。

また、避難所開設を想定したワークショップを実施しまして、避難所に必要な物品や運営の在り方を考えたり、実際に段ボールベッドを設置したりすることを通して、災害時において仲間と協力しながら自分たちができることを考える、そういう学習が行われております。

また、学校以外でも、少年自然の家におきまして、集団宿泊体験や野外体験活動等を通して、災害時においても役立つ技術を体験できる機会、こういうものも設けております。

県教育委員会といたしましては、以上の取組を充実させて、困難な状況における子供たちの生きる力を育んでまいります。

○能登委員長 船山委員。

○船山委員 教育長、ありがとうございました。

続きまして、県職員の早期離職について総務部長にお尋ねいたします。

県職員の早期離職者が大幅に増えていると聞いております。アンケート調査を行ったということですが、その結果を踏まえ、原因をどのように分析し、今後の改善に向けてどのように取り組んでいかれるのか、お尋ねをいたします。

○能登委員長 小中総務部長。

○小中総務部長 答えいたします。

全国的に地方公務員の離職者が増加傾向にある中、本県職員においても離職者は増加傾向にございまして、知事部局においては、特に近年、離職者の半数以上が三十代以下の若手職員となっております。

若手職員の離職理由として、知事部局における直近三年の状況では転職が約四割と最も多く、次いで体調不良によるものが約三割、結婚や育児、介護等の家庭の事情が約二割、その他が約一割となっております。

こうした若手職員の離職者が増加している状況を踏まえ、令和五年度に三十代以下の職員を対象に、「働く意欲等に関するアンケート調査」を実施いたしました。五五・九%の職員が、「離職を考えたことがある」と回答してございます。その理由といたしましては、「業務量が多く、私生活の時間が取れない」「モチベーションになることが少ない」など、業務面での不安や課題が最も多く挙げられたところでございます。

そのため、令和七年三月に策定いたしました山形県行財政改革推進プラン二〇二五におきましては、職員が仕事と私生活を両立できるよう、これまで以上に業務量の削減と業務の効率化を推進するとともに、意欲を持って仕事に取り組めるよう、働きがいの向上に重点的に取り組んでいくこととしていただいております。

まず、業務量削減・効率化につきましては、部局長のマネジメントの下、既存の業務や事業について改めてその必要性や効果を見極め、廃止も含めた大胆な見直しを行うとともに、デジタルツールの導入と活用等により業務の効率化を進めます。

続きまして、働きがいの向上につきましては、若手職員の柔軟な発想を生かす取組の一環として、若手職員が興味のある行政分野の施策立案等に参加いたしますジョブチャレンジ制度ですとか、若手職員のアイデアを活用した業務の改善といったことを推進してまいります。

加えまして、今年度から新たにオフィス改革に着手をいたします。具体的には、各所属の業務内容や働き方に合わせて執務室内のレイアウトを見直すことによりまして、ミーティングスペースですとか、作業に集中できるスペースの創出、作業効率を考慮した机や椅子、大型ディスプレイの導入など、職員のモチベーションアップにつながる機能的で魅力的な職場づくりを進めてまいります。

県といたしましては、県職員の早期離職防止に向け、働きやすく働きがいのある職場環境の整備にしっかりと取り組んでまいります。

○能登委員長 船山委員。

○船山委員 ありがとうございました。ぜひこれからの取組に大いに期待するところでございます。

なかなか難しいZ世代といいますが、そういう方々もいらっしゃるし、それぞれの事情を抱えておられる方も多いと思いますが、そういう点は総務部長の手腕におきましてぜひ解決していただければというように、今後

の御活躍を期待するところでございます。

どうもありがとうございました。

○能登委員長 船山現人委員の質疑質問は終わりました。

以上をもって予定された質疑者の発言は全部終わりました。

質疑質問を終結いたします。

明日の本会議における委員長報告は私に御一任願います。

これをもって予算特別委員会を閉会いたします。

午後 零時 十分 閉 会

委員長	能	登	淳	一
会議録署名委員	佐	藤		寿
同	阿	部	恭	平